

配水施設保守管理業務委託及び貯水槽清掃業務委託仕様書

(目的)

第1条 この業務委託は、周南市上下水道局（以下「発注者」という。）が管理する配水施設及びポンプ室（以下配水施設等という。）の保守及び貯水槽清掃を円滑に行い、適正な維持管理に努め安定した給水の確保を図ることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受注者は、配水施設等の機能が損なわれないよう、本業務委託仕様書のほか、契約書及びその他関係書類等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行すること。

(業務の範囲)

第3条 業務委託の範囲及び業務内容は、本業務委託仕様書及び特記仕様書のとおりとする。当該施設は無人施設であるため、1ヶ月1回の巡回により業務を実施すること。

(業務管理)

第4条 受注者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行すること。

- 2 受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。
- 3 受注者は、配水施設等の構造、性能及びその周辺の状況を熟知し、配水施設等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 受注者は、停電、漏水事故および機械故障が生じた場合に備え、連絡体制を整え、常にこれに対処できるよう準備すること。
- 5 受注者は、地域住民と十分協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

(従事者の届出)

第5条 受注者は、従事者の職種、職務分担（従事者の資格等を証明するものを含む）を記載した従事者届（作業員名簿）を届けること。

(従事者の資格)

第6条 受注者は、以下の要件を満たす者を従事者の中に1名以上配置すること。

- ① 貯水槽清掃作業監督者講習会を受講し修了した者。
- ② 電気工事士免状を有するもの（種別は問わない）

従事前までに修了証、免状の写しを提出すること。

- 2 業務従事者は、基礎的な技術を有し、運転管理、保守点検等の業務を遂行すること。
- 3 業務従事者は、年間を通して従事することを原則とする。但し、やむなく病気、けが等で従事できなくなった場合は、速やかに発注者へ変更届を提出すること。

(維持管理業務計画書)

第7条 業務計画書には、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること。
業務方針及び業務の概要
- (2) 現場組織に関すること。
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務計画に関すること。
年間業務計画表（運転管理・設備点検・除草業務等）、労務計画表
- (4) 安全衛生教育に関すること。
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表
- (5) 各種報告書様式
- (6) その他必要事項

(委託業務報告書の整備)

第8条 受注者は、業務報告書などの業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに提出すること。

(教育の徹底、関連法令等の遵守)

第9条 委託業務実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守すること。

- 2 雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- 3 委託業務実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

(整理整頓等)

第10条 受注者は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理すること。

(簡易な修繕等)

第11条 受注者は、点検により発見した不良箇所や、故障箇所は、発注者に報告し、協議の上修繕を行い作業終了後は写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに、発注者に報告をすること。

- 2 設備の修繕、整備・調整に要した費用は、発注者が負担する。

(業務検査)

第 12 条 受注者は、月間施設点検及び貯水槽清掃業務を完了したとき、発注者の業務完了検査を受けること。

(支払い)

第 13 条 契約金額の支払方法は以下のとおりとする。

- ① 配水施設保守管理委託分は月払いとする。
- ② 貯水槽清掃業務委託分は業務委託完了後一括での支払いとする。

(責任)

第 14 条 業務遂行中に受注者の故意又は過失による、水質の異常、機器等の破損、故障等は受注者の負担において速やかに補修、改善、取替又は、補償等により解決すること。